

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）、第6条第1項・第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）、第11条（申請書の添付書類）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ② 日本国がその競技に参加するものであること
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：